

令和6年2月28日	
資料提供	
担当課(室)	かつらぎ町 総務課
担当者	総務課長 田所 俊幸
電話(代表)	0736-22-0300 (内線 2030)



懲戒処分の公表

かつらぎ町は、令和6年2月27日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を下記のとおり行ったので公表します。

1 被処分者 産業観光課 主事 20歳代 男性

2 処分発令日 令和6年2月27日

3 処分の種類 懲戒処分 戒告

4 処分の理由

被処分者が担当する農業振興地域整備計画の変更手続きを行う中、他の業務に忙殺され、事務処理が遅延したことにより、町へ損害をもたらす結果となったことは、町行政の信頼を失墜させる行為である。

5 処分内容 地方公務員法第29条第1項第2号該当

6 指導監督責任者

産業観光課 課長 50歳代 男性 懲戒処分 戒告

産業観光課 課長補佐 50歳代 男性 懲戒処分 戒告

7 不適正な事務処理及び指導監督責任者

産業観光課 係長 40歳代 男性 懲戒処分 減給1か月(給料の10分の1)

なお、中阪雅則町長及び南 典昌副町長は、今回の件に対し、自らの処分について、減給1か月(給料の10分の1)とすることをしています。